

第 I 章

被害防止対策の進め方

1 鳥獣害対策の基本的な考え方

野生鳥獣による農作物の被害防止対策を行う場合、まず第一に、被害を引き起こす要因を知ることが重要である。その上で、被害要因に対応した対策を行う必要がある。野生鳥獣による被害を左右する主な要因としては、以下の3つが考えられる（図1.1）。

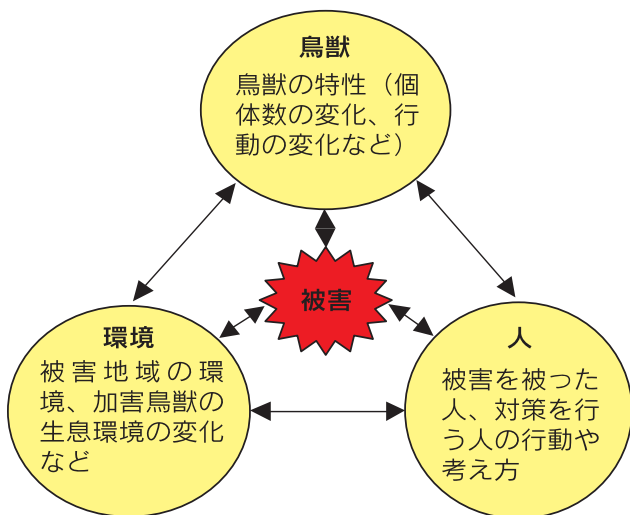


図1.1 野生鳥獣による農作物被害を左右する要因

農作物への被害は、これらの要因が絡み合って発生し、またそれぞれの要因は、相互に関連し合う。したがって、これらの要因に対応し、被害を減少させるためには、野生鳥獣の管理手法である「個体数管理」、「生息地管理」、「被害防除」の3つを総合的に進めて行く必要がある。

(1) 個体数管理

個体数管理とは、地域個体群の長期にわたる安定的な維持と被害の低減を図るために、野生鳥獣の個体数、生息密度、分布域又は群れの構造などを適切に管理することである。

個体数管理は生息地管理と同様に、長期的かつ広域で取り組む必要があるため、科学的データに基づき都道府県が特定鳥獣保護管理計画（以下、「特定計画」という。）を策定し、試験研究機関や狩猟者団体等と連携して進める必要がある。

1) 管理のポイント

- 都道府県毎に特定計画を策定し、対象鳥獣の個体数管理の達成目標を設定する。また、市町村段階の実行計画を作成することにより、被害状況に応じた的確な個体数管理を行う。
- 対象鳥獣の個体数管理を効果的・効率的に行うために、特定計画に沿って、猟期延長・狩猟禁止・制限の解除や緩和などの措置を行う。
- 個体数管理に当たっては、年次別・地域別の捕獲等の数量配分の考え方を特定計画に設定するとともに、捕獲等の実施状況を調整しつつ、目標達成を図る。また、特定計画に基づいた各市町村の実施計画と毎年の実施状況を管理・調整する。

2) 管理の留意点

- 特定計画による個体数管理の実施に向けて都道府県主催のシンポジウムなどを開催し、一般住民との合意形成を図る。
- 特定計画に基づいた捕獲の実施に当たっては、雌雄別、成獣・幼獣別の捕獲個体の優先順位などについて専門家を交え協議を行う。
- 捕獲目標の着実な達成を図るため、年度途中における地域別の進行管理を徹底する。その際特に、関係部局間（環境部局と農林部局）の連携の強化に努める。
- 個体数調整による被害軽減効果は、未知の部分が多いため、対象鳥獣の生息状況のモニタリング調査結果などを踏まえて、専門家などと検討し、計画的及び科学的管理による適切な捕獲を行う。

(2) 生息地管理

生息地管理とは、野生鳥獣の生息地を適切に整備すること、あるいは野生鳥獣の生息地と農地との間に緩衝地帯を設けることによって、農地や集落への出没を減少させ、被害を減らす管理である。

生息地管理によって、農作物被害を減少させるためには、長期的及び短期的な目標設定のもとで取り組む必要がある。また、野生鳥獣の生息環境の保全・再生については、おもに国や都道府県、市町村など行政が実施主体となって進める必要がある。

1) 管理のポイント

- 人工林の間伐などにより林床植物の発生、広葉樹林の育成など、野生鳥獣の生息環境となる森林等を適切に整備する。
- 里山に放置された雑木林の刈り払いなどの管理を行う。
- 道路やダムなどで分断された野生鳥獣の行動域や移動経路（コリドー）を繋ぎ、本来の生息環境の連続性を確保する。
- 集落、農地（耕作地）と野生鳥獣の生息地である森林等との間に帯状に見通しのよい空間（緩衝地帯）を人工的に整備して、野生鳥獣が森林等から農地へ出没しにくい環境をつくり出す。

2) 管理の留意点

- 生息地管理を行うには、地権者との合意形成が必要となるため、目的を明確に説明して合意が得られるよう、事前に地権者へ働きかけを行う。その際、地権者が集落以外の場合もあり、調整に時間を要することにも留意する必要がある。
- 広域の環境改変を進めるためには、社会的な要請や合意を得る必要があり、特定の鳥獣の保全ではなく、生態系全体を考慮した計画とする必要がある。
- 野生鳥獣の生息環境の管理については、未知な点が多いため、モニタリングを行い、その手法と効果を検証しながら、実施していく必要がある。特に、森林等の生息地内での被害発生の防止にも十分な対策を行う。

(3) 被害防除

被害防除とは、農林業や人身に対する被害発生の原因やプロセスを解明し、様々な被害防止技術を用いて被害の軽減を図る手法である。被害状況（加害獣種、被害の発生時期や頻度、被害対象作物、被害地域の範囲など）を把握し、適切な被害防止技術を選択する。

農作物被害に対する被害防除は、農家を中心とした地域・集落の住民が一体となって主体的に取り組み、行政や普及指導センター、試験研究機関等がそれを支援する形態が最も効果的である。

1) 防除のポイント

- 野生鳥獣の餌となる放任された果樹や農作物残渣をなくすこと、耕作放棄地をなくすことなどにより、地域ぐるみで集落周辺の環境を整備し、野生鳥獣が侵入したり定着したりしないような、野生鳥獣にとって魅力のない集落づくりを進める。
- 被害発生の原因を把握し、獣種や加害レベル、地形などに合わせた適切な防護柵を地域ぐるみで設置し、住民自らが中心となってその維持管理を行う。
- 地域ぐるみで野生鳥獣に対して追い払いなどの威嚇を行い、野生鳥獣の人慣れ度を低減させる。

2) 防除の留意点

- 集落内において、継続的・計画的な対策が実施できる体制づくりを行う。
- 集落に対して適正な鳥獣害対策の知識や技術を伝えるための情報拠点づくりを行う。
- 集落の対策に係わることができる人員や、投じることができる予算を考慮した対策計画を立てる。また、国、都道府県、市町村の補助事業の導入も併せて検討する。
- 被害が激化する前（鳥獣が恒常的に農地に侵入する前）の初期段階で総合的対策を講じると、対策の効果が出やすい。

2 地域ぐるみによる被害防止対策

(1) 地域ぐるみの面的対策が基本

被害防止対策においては、個々の農家による点的対策を追求するのではなく、地域ぐるみによる面的対策に取り組むことが重要である。

集落がまとまらず、防護柵の設置等の対策を個々の農家が行う点的対策を行った場合は、被害対策を行った農地以外の近隣農地に被害が分散し地域全体としての被害は軽減しにくく、個人の経費負担も重くなる。しかし、地域ぐるみの面的対策を行った場合には、地域における被害が軽減でき、かつ個人の経費負担についても軽減することが可能である。

(2) 対策の組み合わせが重要

これまでは防護柵の設置、有害鳥獣捕獲など単発的な対策を中心に行われてきたが、被害の大幅な軽減には至っていない場合が多い。被害の軽減を確実に行うためには、都道府県で策定する獣種別の特定計画などにしたが、前述した3つの管理手法を組み合わせ、中長期的な視点に基づく総合的対策を地域ぐるみで実施する必要がある。

3 地域ぐるみの体制づくり

(1) 基本姿勢ときっかけづくり

一般に病害虫対策については、ほ場ごとに耕種的防除、生物的防除や化学合成農薬による防除を組み合わせることで実施することによって、発生密度の低減効果が得られるように技術指導を行い、個別農家の技術指導の積み重ねから徐々に地域へ発展させて、地域全体の発生密度を下げる手法をとる場合が多い。

一方、鳥獣害対策では病害虫対策と異なり、基本的に防護柵の設置等ハード対策が不可欠であるため、数戸の個別農家が点的対策を行っても、地域全体としての被害軽減効果は低く、地域の被害軽減を行うためには、面的対策を誘導することが必要になる。

このため、鳥獣害対策は個々の技術指導というより集落営農の一環としてとらえるべきであり、集落の特定農家による営農組合、集落全体の農家による農業改良組合、集落全体の農家と非農家ともに参画する自治会などの組織を対象に、早期に地域ぐるみの対策にもっていくように技術指導を行う。地域ぐるみ対策への誘導方法の一つを次に紹介する。

①弱点チェック

紙ベースで弱点チェックリスト「鳥獣害に強い集落・ほ場の判定リスト」(⇒第1章23ページに掲載)を用いて、農家やその他の住民(以下「住民」という。)によるチェックを試みる。

②弱点の自覚

弱点チェックリストの結果に基づき、住民とともに集落内・周辺や農地を歩いて、実際にフィールドベースで放任果樹、生ゴミの放棄、被害状況などのフィールドチェックを行う。

③弱点の共有化

これらの情報を地図上に落として、集落の弱点を洗い出し、住民自らに問題点を共通認識させる。

④弱点改善のための具体的・効果的な対策技術の提案

・集落・農地周辺の放任果樹や農作物の残渣などの無意識な餌

付け行為の改善。

- ・ 野生鳥獣の侵入ルートの確認による効果的な追い払い。
- ・ 出没獣種に合わせた、農作物の適切な作付け配置。
- ・ 獣種や被害レベル、設置場所（地形）、資金、労働力などを考慮した適切な防護柵の選定など。

(2) 取組に対する仲間意識と対策における連携

地域ぐるみの対策を実施するためには、組織連携による防除体制が必要になる。普及指導センター、市町村、ＪＡ等の地域指導機関がコーディネーターとなって調整を行い、被害集落の組織や関係機関を取りまとめる。農作物の被害防止対策の効果を最大限に発揮するには、図1.2のような連携体制を構築するのが望ましい。

例えば、防護柵の設置などの作業は、普及指導センターなど地域指導機関の指導のもと、地元住民が主導で実施するようにする。被害住民と関係者が共に汗をかいて協働することによって、仲間意識・連体意識が生まれ、地域ぐるみの対策へと誘導しやすくなる。防護柵の設置後は、集落内に管理組織を結成し、定期的・継続的に管理するように指導する。



- ◆防護柵、追い払い、緩衝地帯の設置（放牧や林縁伐採）など各種の被害防除対策を地域ぐるみで駆使して被害を防ぐ。

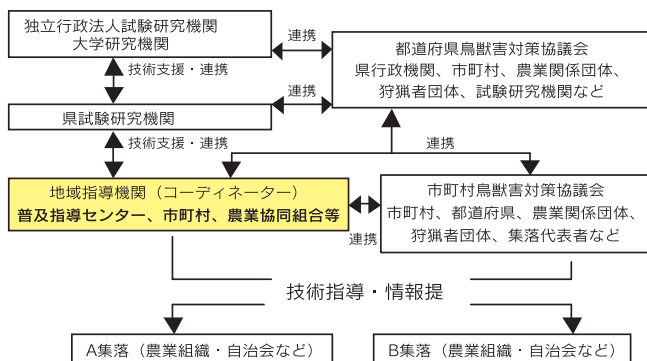


図1.2 被害防止対策の組織体制モデル

4 地域住民の合意形成づくり

(1) なぜ合意形成が必要か

地域ぐるみの対策を実施するには、まず集落内の合意形成が必要となる。集落内の合意形成が得られれば、面的対策や維持管理作業が容易になる。

(2) どのような手法で合意形成をしていくのか

集落ごとでそれぞれ状況が異なるため、合意形成については、集落の状況に合わせて段階的に行う必要がある。

集落や地域内での住民の意見は多様であり、例えば、集落内には、農家と非農家、山側の被害住民とあまり獣害が深刻となっていない山林から離れている住民が混在している。そのような集落状況の中で、効果的な地域ぐるみの対策を行うためには、集落を一つの方向へ誘導する必要がある。その誘導方法を以下に示す。

①集落に農業関係組織が存在しない場合

初期は個々の農家に対する技術指導から始め、次に関心のある農家全体に呼びかけて研修会などを定期的で開催して、小さな団体へ誘導する。さらにその集団を徐々に拡大して、地域ぐるみによる対策へと誘導する。

②集落に農業関係組織が存在する場合

被害発生初期では、被害意識は個々の農家から発生するケースが多いが、被害発生の初期段階において、地域指導機関と地域の組合長などの役員との組織間の対策検討から入ると、合意形成が得られやすい。

そこで、共通認識が得やすい営農組合など農業関係組織の合意形成から始め、次に非農家を含めた自治会などの組織へと対象を拡大することで、集落全体の合意形成が得られるように誘導する。

1) 地域のコーディネート

集落の合意形成は、前述の手法で地域ぐるみの面的対策へ誘導する。組織間での役割分担などのコーディネートは、地域の実情に応じて普及指導センター、市町村、J A等地域指導機関が行う。具体的な誘導方法の例は次のとおりである。

- ①集落組織等（農業関係組織、自治会など）、市町村役場、普及指導センターの3者間の対策会議を持つ。そこで、集落組織等から被害状況などについて、現地検証も含めたヒアリングを行う。
- ②地域指導機関が、集落組織等に具体的対策素案を提示する。
- ③次年度に向けて補助事業などを組み入れることができるか協議する。
- ④対策会議で一定の合意が得られれば、集落組織等は、次に対策素案を役員会にかける。そこで合意が得られれば、その時点で地域ぐるみの対策がほぼ可能となる。
- ⑤対策素案を集落組織等の総会にかけ、その時に地域指導機関が住民に対策素案について説明し、最終的に議決を得て、地域ぐるみによる対策を開始する。

集落の合意形成ができれば、地域指導機関などが中心となって、防除体制づくりをコーディネートする（3の（2）「取組に対する仲間意識と対策における連携」を参照）。さらに、集落と行政、狩猟者団体、試験研究機関などの関係機関との間で（都道府県鳥獣害対策協議会などの場で）合意形成を図り、総合的対策へ向けた指導を行う。

2) 集落を総合的対策へ誘導する手法

被害住民にとって、獣害は突然降りかかってきた災害のようなものであり、被害者意識が強い。そのため、対策は行政が中心に行うものであるという考えが主流を占める。しかし、集落が受け身の姿勢であれば、いつまでたっても地域の被害軽減は望めない。したがって、まず集落の人たちに、「総合的対策が必要であり、防護柵の設置や有害鳥獣捕獲だけの対処療法的な対策では、抜本的な被害軽減につながらない」ということを理解してもらう必要

がある。また、農家や住民は、鳥獣害対策に関する基礎的知識がほとんどない場合が多い。

このため、公民館などで地域指導機関などの主催による鳥獣害対策研修会を継続的に実施し、地域ぐるみでの対策の必要性について理解を促し、農家や住民の意識改革を行う。

研修会では、有害鳥獣の生態、物理柵・電気柵の原理と設置方法などの基礎的知識を研修指導する。また、里の餌場価値を下げるなど基礎的な鳥獣害対策の考え方、地域ぐるみの対策の重要性などについても研修する。

このように研修会などを通して、徐々に住民の意識を変えていくことで、住民主導的な総合的対策へ誘導する。1、2回の研修では意識改革はできないが、それを繰り返すことによって徐々に意識変化が見られるようになる。この場合、総合的対策の成功事例を頭に入れておくと誘導しやすい。以下、研修会における提案例を示す。

■意識改革の事例紹介

例えば、猿害多発地域において、A氏とB氏とが山沿いにおいて隣同士で家庭菜園を行っていると仮定する。

A氏らは、毎年この地で楽しみ目的で家庭菜園を行っている。しかし、近年、サルによる被害が多く、収穫物はほとんど食べられない状況にある。そこで、A氏が図1.3のとおり防護柵を設置した。設置以降、A氏の畑は被害がなくなったが、B氏の畑へ被害が集中した。そのとき、B氏は次のように話した。

「Aさんが自分の畑だけを防護柵で囲んだから、サルがみんなこっちの畑へ来た。Aさんは自分のことだけを考えている勝手な人だ。人が迷惑していること分かっているのだろうか？」

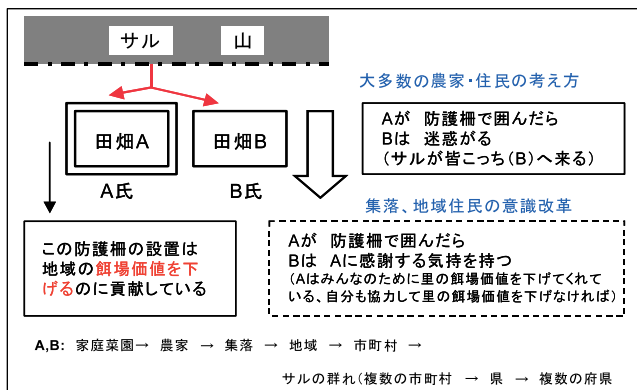


図1.3 集落・地域の鳥獣害対策に関する理想的意識改革のモデル

ここで考えてみる。被害を防ぐ上で重要なことは、集落全体で「里の餌場価値を下げる」ということである。A氏が防護柵で囲んだら、B氏は「Aさんは集落の餌場価値を下げるため、みんなのことを考えて防護柵で囲んでくれたのだな。私もみんなのため、集落の餌場価値を下げるために何か協力しなければ。」と考えるように、個々の住民の意識改革を行う必要がある。

ここでは家庭菜園という小規模面積の話だが、規模が集落、市町村、都道府県と大きくなっても同様のことが言える。A町がハード事業で大規模に防護柵を設置したところ、隣のB町で野生獣による被害が増大した。B町役場の鳥獣害対策担当者は、A町役場を非難する。こういう状況は地域での鳥獣害対策会議でしばしば見受けられる。そもそも鳥獣害対策は、便宜的に区切られた市町村単位で行うものではなく、対策の対象地域は鳥獣の生息地とその周辺の里山であり、その生息地を取り巻くA町、B町、C町、D町…それぞれが協力した総合的対策を講じることにより、初めて地域の被害が軽減できる。

鳥獣害対策は、集落、行政など関係者の協力関係が必要であり、そのためには、被害農家や行政の考え方に対する意識改革が必要である。これら意識改革を行って、地域ぐるみの総合的対策へ誘導することが、地域指導機関の最も重要な仕事である。

3)鳥獣害対策における合意形成づくりの具体例(滋賀県)

滋賀県東近江地域振興局農産普及課（旧東近江地域農業改良普及センター）では、平成16年度に課内に獣害対策チーム（平成18年度：普及8名＋行政1名、9名全員が兼務による担当）を発足させ、普及計画を策定して集落の合意形成を核とした獣害対策指導を行っている。

おう み はちまん し しまちょう 近江八幡市島町

近江八幡市島町では、ワイヤーメッシュ柵やネット柵の設置、農地と山林との間での緩衝地帯の設置、羊の放牧など、イノシシの被害に対して地域ぐるみによる総合的対策の普及指導を行ってきた。その結果、被害は著しく軽減した。本地域において、どのように合意形成づくりを行ってきたかを紹介する。

①地域住民に対する問題提起

◆地域住民の合意を形成するために、まず何を行ったか

○普及指導以前の本集落では、有害鳥獣捕獲や個別的な対策が中心であったため、顕著な被害軽減にはつながっていなかった。このため、平成15年から普及センターが対策指導に入り、集落の役員に対して、集落に地域ぐるみによる総合的対策の重要性についての理解を深めてもらい、まず役員との合意形成に努めた。

◆取組のポイント

- 関係機関へ呼びかけて対策プロジェクトチームを結成した。
- 普及計画に基づいて、島町農事改良組合の農業組織を対象に普及指導を開始し、プロジェクトチームのコーディネートを行った。さらに、積極的に集落に出向き、役員を通して何回も研修会を企画、開催し、地域住民へ地域ぐるみによる総合的対策の重要性の理解を深めていった。
- 農事改良組合だけでなく、非農家も含めた自治会などへ働きかけ、地域ぐるみによる被害対策の理解者を増やしていった。



研修会



現地での協議

②地域住民の意識改革

◆意識を変えるため、何を行ったか

- 地域住民の意識を変える試みとして、トタン、ネットなどの設置を、個人ではなく、普及センター、市役所などの関係機関も参加して集落の地域ぐるみによる共同作業で行った。多くの作業を共同で行うことによって、さらに集落全体の合意形成が得やすくなるよう工夫した。
- 伐採地の定期的雑草管理の重要性を説明する中では、自主的、持続的な取組の必要性を理解してもらった。地域ぐるみによる対策が軌道に乗ってきた段階で、さらに住民自らが、積極的に自立的対策に取り組むよう指導を行った。
- 羊の放牧に向けた関係機関の調整が進む中、地域住民に対して、自主的、持続的な取組の重要性を理解してもらうため、羊の放牧による雑草管理や羊の管理（リース→集落で買い上げて周年管理）などの問題の提起を行った。

◆取組のポイント

- 地域における意識を変え、合意形成に至るまでには粘り強い調整も必要であったため、組合役員から理解を得られるまで、3～4回の事前協議を行った。
- 緩衝地帯設置に伴う伐採予定地については、市役所と連携して地権者と調整を行い、合意を得ていった。

③被害対策の共同作業

◆共同作業として何を行ってきたか

- 農作物残渣、生ゴミなどの適正処理。
- トタン・ネット・ワイヤーメッシュ柵の設置（市町振興総合補助事業）。支柱用の中古農業用パイプの調整、切断作業。既存柵の点検、補修作業。ワイヤーメッシュ柵の設置延長（市町振興総合補助事業）。
- 柵周辺と緩衝地帯の雑草管理作業。
- 放牧柵設置・羊小屋設置作業、緩衝地帯での羊の放牧による雑草管理。

◆取組のポイント

- 共同で行うことによって、対策組織内の連携体制を強め、住民自らが積極的に被害防止に参加できるよう配慮した。



共同による草刈作業



羊の放牧

■近江八幡市^{しらおうちよう}白王町

島町と隣接している白王町でも平成16年から普及指導を実施し、地域ぐるみの対策として、個人（H15）→農業組織（H16）→自治会（H17）へと拡大した。平成18年からはさらに、自治会と他地域（NPO、ボランティア）との協働による総合的対策に発展した。

本地域では、里山管理による緩衝地帯の設置のほか、畜産農家の繁殖和牛の放牧も実施し、イノシシ対策の他、近江牛の振興と里山景観向上も併せた取組に発展させた。その結果、平成16年以降の被害はなくなっている。

●集落チェックシートの活用

地域ぐるみの被害防止対策を行うためには、初めに、地域住民が鳥獣の生態や被害防止対策の方法を知り、自ら対策に取り組むやる気を持つこと、地域全体で共通認識と目標を持って取り組むことが重要である。

そこで、住民などの意識を高めるための一つの方法として集落チェックシートを活用する。住民などがこの集落チェックシートの判定リストに取り組むことによって、地域における問題点を自覚し、被害防止対策の優先順位や内容を確認し、さらに長期的な対策（個体数調整や生息地の環境整備を含む）の重要性に気づいてもらうように活用することが望ましい。次頁以降にチェックシートの具体例を挙げた。

1) ステップ1：鳥獣害に強い集落・ほ場の判定リストの活用

「鳥獣害に強い集落・ほ場の判定リスト」を使い、住民自らの集落における鳥獣害対策の取組状況を評価してもらう。その評価の過程で、住民が地域における問題点を自覚してもらうために活用する。但し、チェックシートの○の数の多少に基づき判定することが目的ではないことに留意する必要がある。

2) ステップ2：鳥獣害に強い集落・ほ場を作る取組リストの活用

「鳥獣害に強い集落・ほ場を作る取組リスト」を活用し、鳥獣害対策の取組の優先度を明確にし、住民の対策に対する共通認識とする。

3) ステップ3：鳥獣害対策の取組計画の策定

ステップ1と2で得た情報を参考に、住民主体で鳥獣害対策の取組計画を策定する。これによって集落住民の共通目標がつけられる。

なお、ステップ3でつくられた取組計画目標を基に、数ヶ月～1年ごとに対策への取組状況を検証することで、対策の見直しや年度別の実施計画を作成するなど継続的な鳥獣害対策に努める。

【ステップ1：鳥獣害に強い集落・ほ場の判定リスト】

皆さんの集落では鳥獣害対策にどんな取組をしているのでしょうか？初めに皆さんで、日頃の鳥獣害対策について話し合っ、取組を確認してみましょう。それぞれの取組項目について、「取組を行っている場合は○、行っていない場合は×」を記入してください。

① 鳥獣害防止施設の設置について

番号	取 組 項 目	○or×
1	防護柵の設置・管理は地域で話し合っている。	
2	防護柵は効率的な設置に心がけている。例：複数のほ場を一緒に囲う等	
3	柵越し、ネット越しの被害を受けないように作物と柵の間隔を十分にとっている。	
4	電気柵は漏電しないように下草刈りなどの管理を徹底している。	
5	集落をエサ場にしないため、被害に遭う作物は全て囲んでいる。	
6	侵入されたときは、すぐに柵の改善を行っている。	
7	廃材利用など安価な防止柵づくりを実践している。	
8	防止柵を設置しても追い払い等を続けている。	
9	防止柵は作物の目隠し効果も取り入れている。	

② ほ場とほ場周辺環境改善

番号	取 組 項 目	○or×
1	庭や集落内の果樹(カキ・クリ等)は被害に遭わないように適切に管理している。	
2	誰も管理していない放任の果樹は伐採している。	
3	稲刈り後の2番穂や遅れ穂もエサになるので、耕起している。	
4	果菜類はサルから見えない側に果実をならしている(トマト、ナスなど)。	
5	キャンプ場などの野外施設は、ゴミ出しの規則を徹底している。	
6	クズ野菜は庭や畑にそのまま捨てずにコンポスト等を利用している。	
7	耕作放棄地の草木を刈り払って隠れ場所や住処を減らしている。	
8	耕作放棄地などに牛や羊等を放牧して雑草の管理に活用している。	
9	収穫しないと決めた野菜などは食べられる前に適正に処分している。	
10	お墓のお供え物もエサになるので、お参りが済んだら持ち帰っている。	
11	生ゴミをほ場周辺に捨てると鳥獣をおびき寄せるので、適正に処理している。	
12	コンニャク、トウガラシ、シソ、マコモなど獣害に遭いにくい作物を栽培している。	
13	食害を受けにくい栽培方法を実践している。	
14	タケノコはエサになりやすいので、竹藪を管理して、できるだけ穫っている。	
15	畑の周辺で野生化している野菜は取り除いている。	
16	被害を受けたらすぐに対処して繰り返し被害を受けないようにしている。	
17	無人直売所などは野菜を盗られないように工夫している。	
18	サルにエサを与えないように観光客などに呼びかけている。	
19	野生獣の隠れ場所になりそうな茂みなどは、なるべく減らしている。	
20	エサ場になる畑をなくすようにみんなで注意している。	

③ 追い払いと捕獲

番号	取 組 項 目	○or×
1	追い払いは 一部のの人に頼らずみんなでやっている。	
2	サルを見かけたら誰でもいつでも追い払うようにしている。	
3	作物に被害を与えていなくても里に近づいたサルは追い払っている。	
4	ロケット花火による追い払いはなるべくみんなで行っている。	
5	電波発信器によるサルの位置情報は地域のみんなで共有している。	
6	電波発信器によりサルが人里に近づいてきたら先回りして追い払っている。	
7	威嚇機器(爆音器や忌避剤)は慣れが生じないように組み合わせて行っている。	
8	被害を出す個体を中心に捕獲するようにしている。	
9	捕獲計画は捕獲後の処分まで計画している。	
10	猟友会と連携を取りあっている。	
11	地域で狩猟免許の取得に取り組んでいる。	
12	捕獲だけに偏らず防除対策もしっかり行っている。	
13	効果的で効率的な捕獲に努めている。	

④ その他

番号	取 組 項 目	○or×
1	鳥獣害対策は地域全体の問題としてみんなで取り組んでいる。	
2	鳥獣害対策をみんなで話し合う場を設けている。	
3	収穫祭りや朝市、収穫体験などを開催して、地域に人が集まるようにしている。	
4	地域が活性化するように、みんなで取り組んでいる。	
5	野生獣が里山に出ないように、奥山に実のなる木を植えている。	

利用方法

- ・チェックシートの取組項目は、各地域の状況にあわせて再編集すること。
- ・回答は、個人単位でもグループ単位でも良い。

【ステップ2：鳥獣害に強い集落・圃場を作る取組リストの項目例】

集落・ほ場の鳥獣害対策を少しでも進めるためには、個人で取り組めること、みんなで取り組めることを明確にする必要があります。それぞれの取組で大切だと思う取組（必要性）とその取組の取組易さをみんなで話し合ってください。

それぞれの取組項目の、必要性の欄に、必要：○、少し必要：△、不必要：×、を記入してください。取組易さの欄について、取組易い：○、少し取組易い：△、取組にくい：×、を記入してください。

① 鳥獣害防止施設の設置について

番号	取 組 項 目	必要性	取組易さ
1	防護柵の設置・管理は地域で話し合う。		
2	防護柵は効率的な設置に心がける。例：複数のほ場を一緒に囲う等		
3	柵越し、ネット越しの被害を受けないように作物と柵の間隔を十分にとる。		
4	電気柵は漏電しないように下草刈りなどの管理を徹底する。		
5	集落をエサ場にならないため、被害に遭う作物は全て囲む。		
6	侵入されたときは、すぐに柵の改善を行う。		
7	廃材利用など安価な防止柵づくりを実施する。		
8	防止柵を設置しても追い払い等続ける。		
9	防止柵は作物の目隠し効果も取り入れる。		

② ほ場とほ場周辺の環境改善

番号	取 組 項 目	必要性	取組易さ
1	庭や集落内の果樹(カキ・クリ等)は被害に遭わないように適切に管理する。		
2	誰も管理していない放任の果樹は伐採する。		
3	稲刈り後の2番穂や遅れ穂もエサになるので、耕起する。		
4	果菜類はサルから見えない側に果実をならす(トマト、ナスなど)。		
5	キャンプ場などの野外施設は、ゴミ出しの規則を徹底する。		
6	クズ野菜は庭や畑にそのまま捨てずにコンポスト等を利用する。		
7	耕作放棄地の草木を刈り払って隠れ場所や住処を減す。		
8	耕作放棄地などに牛や羊等を放牧して雑草の管理に活用する。		
9	収穫しないと決めた野菜などは食べられる前に適正に処分する。		
10	お墓のお供え物もエサになるので、お参りが済んだら持ち帰る。		
11	生ゴミをほ場周辺に捨てると鳥獣をおびき寄せるので、適正に処理する。		
12	コンニャク、トウガラシ、シソ、マコモなど獣害に遭いにくい作物を栽培する。		
13	食害を受けにくい栽培方法を実践する。		
14	タケノコはエサになりやすいので、竹藪を管理して、できるだけ穫る。		
15	畑の周辺で野生化している野菜は取り除く。		
16	被害を受けたらすぐに対処して繰り返し被害を受けないようにする。		
17	無人直売所などは野菜を盗られないように工夫する。		
18	サルにエサを与えないように観光客などに呼びかける。		
19	野生獣の隠れ場所になりそうな茂みなどは、なるべく減らす。		
20	エサ場になる畑をなくすようにみんなで注意する。		

③ 追い払いと捕獲

番号	取組項目	必要性	取組易さ
1	追い払いは一部のの人に頼らずみんなで行う。		
2	サルを見かけたら誰でもいつでも追い払う。		
3	作物に被害を与えていなくても里に近づいたサルは追い払う。		
4	ロケット花火による追い払いはなるべくみんなで行う。		
5	電波発信器によるサルの位置情報は地域の人みんなで共有する。		
6	電波発信器によりサルが里に近づいてきたら先回りして追い払う。		
7	威嚇機器(爆音器や忌避剤)は慣れが生じないように組み合わせて行う。		
8	被害を出す個体を中心に捕獲するようにする。		
9	捕獲計画は捕獲後の処分まで計画する。		
10	猟友会と連携を取りあう。		
11	地域で狩猟免許の取得に取り組む。		
12	捕獲だけに偏らず防除対策も行う。		
13	効果的で効率的な捕獲に努める。		

④ その他

番号	取組項目	必要性	取組易さ
1	鳥獣害対策は地域全体の問題としてみんなで取り組む。		
2	鳥獣害対策をみんなで話し合う場を設ける。		
3	収穫祭りや朝市、収穫体験などを開催して、地域に人が集まるようにする。		
4	地域が活性化するように、みんなで取り組む。		
5	野生獣が里山に出ないように、奥山に実のなる木を植えている。		

利用方法

- の取組を3点、△の取組を2点、×の取組を1点として、①～④のそれぞれの取組項目を採点する。
- 「必要性」と「取組易さ」の合計した点数が高い取組項目は、その集落において、優先度が高い取組となる。
※例えば、③の1は必要性○、取組易さ○と記入した場合、3+3=合計6点となり、その集落において優先度が高い取組項目となる。
- 上記の点数の高い取組について、更に話し合いを進めて取組が実行できるか議論する。

【ステップ3：〇〇（集落・地区）の鳥獣害対策の取組計画】

1. 長期的な目標（夢）

例：集落で、直売所を設けて作物を販売する！
牛や羊を放牧して地域の活性化を目指す！ など夢のある
目標を立ててみてください。

2. 短期的な目標（半年～1年）

例：〇〇地区には、絶対農作物の被害を出さない！
地域で協力して猿落君の設置を〇〇m以上設置する！ な
ど努力をすれば達成可能な目標を立ててみてください。

3. 具体的な取組み

（1）個人で取り組むこと3箇条

※ステップ2の取組項目を参考に個人でできる取組を3つ挙
げてみましょう。

- 例
- ・コンポストを設置する。
 - ・ロケット花火を常備して、追い払いを積極的に行う。
 - ・庭のカキの実を被害に遭う前に収穫する。など

（2）みんなで取り組むこと3箇条

※ステップ2の取組項目を参考にみんなでできる取組を3
つ挙げてみましょう。

- 例
- ・学習会を年3回開催する。
 - ・みんなで柵の設置をする。
 - ・追い払いの見廻り当番を決める。など

（原案：北陸農政局）